

災害時における協定の締結について

区は、災害時における区の区域内の災害応急対策等を円滑に実施するため、各種団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告する。

1 災害時における特別法律相談に関する協定

(1) 協定締結先

中野区法曹会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

(2) 主な協定内容

- ① 弁護士の派遣
- ② 生活再建など幅広い法律相談に対応

(3) 協定締結日

協定締結先と日程調整のうえ、決定する。

2 災害時における不動産・相続等相談に関する協定

(1) 協定締結先

東京司法書士会

(2) 主な協定内容

- ① 司法書士の派遣
- ② 不動産関係を中心に相続や登記等の相談に対応

(3) 協定締結日

協定締結先と日程調整のうえ、決定する。